公示番号：160451
国　名：東ティモール
担当部署：東ティモール事務所
案件名：産業開発アドバイザー業務

１．担当業務、格付等
（１）担当業務：産業開発アドバイザー業務
（２）格　付：３号
（３）業務の種類：専門家業務

２．契約予定期間等
（１）全体期間：2016 年 8 月中旬から 2017 年 8 月下旬まで
（２）業務 M/M：国内　1.00M/M、現地　7.50M/M、合計　8.50M/M
（３）業務日数：
・ 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 75 日、国内整理 3 日
・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 90 日、国内整理 3 日
・ 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日、国内整理 5 日
本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

３．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
（１）簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）見積書提出部数：1 部
（３）提出期限：7 月 20 日(12 時まで)
（４）提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル)
（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム＞JICA について＞調達情報＞調達ガイドライン、様式＞業務実施契約（単独型）（2014 年 4 月以降契約）＞業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
（５）評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016 年 8 月 2 日（火）までに個別に通知します。

４．簡易プロポーザル評価項目及び配点
（１）業務の実施方針等：
①業務実施の基本方針　26 点
②業務実施上のバックアップ体制等　4 点

（２）業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験　25 点
②対象国又は同類似地域での業務経験　7 点
③語学力　14 点
④その他学位、資格等　8 点
⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション　16 点
（計 100 点）

類似業務	産業政策又は産業開発・育成に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

５．条件等

（１）参加資格のない社等：特になし

（２）必要予防接種：特になし

６．業務の背景

東ティモールは、2002 年の独立から 10 年以上が経過し、復興から持続的な開発、自立的な経済・社会開発へと移行する時期を迎えている。経済面では、ティモール海の領海内およびオーストラリアとの共同石油開発区域に天然ガス・石油資源が存在しており、その収入は、2005 年に設立された「石油基金（Petroleum Fund）」によって管理・運用され、一定のルールに基づき公共投資等の財政支出に活用されている。2014 年末の石油基金の残高は約 210 億米ドルと順調に積み上がっている一方で、東ティモールは国家予算の 9 割以上を石油基金に依存している。そのため、東ティモールにおいては、石油基金の国づくりへの有効活用と、同基金に過度に依存する体質からの脱却が課題となっている。

東ティモールは、2030 年までに「上位中所得国（Upper Middle Income Country）」になることを目標として掲げた「戦略開発計画」（「Strategic Development Plan (2011-2030)」、以下「SDP」という）を策定した（2011 年）が、その中でも石油への依存体質を克服するために産業開発を重点目標に設定している。SDP 策定後、東ティモール政府は 5 ヵ年投資計画を、また、主要省庁では中期計画を順次策定中であり、SDP の達成に向けた事業の具体化策が進められている。産業開発を中心的に担う商工環境省（The Ministry of Commerce, Industry and Environment、以下「MCIE」という）では、JICA 及び国連開発計画（UNDP）からの支援を受け、2030 年に向けての産業政策（Industrial Policy of Timor-Leste　~ Industrialization & Modernization ~）のドラフトを作成した（2016 年 4 月現在、閣議による承認待ち）。産業政策は、製造業を振興の柱として 2020 年までの第 1 フェーズは食品加工及び石油関連の資源ベースの製造業、2030 年までの第 2 フェーズは繊維・衣服・靴等の労働集約型軽工業の発展及び投資環境整備に重点をシフトする内容になっている。また法制度に関しては、経済担当調整大臣を中心に民間投資法の改訂、土地法の制定、税制改革、労働法の改訂など、民間の経済活動に関連する法制度の改訂・制定などが進められている。このように、国家の基本方針や法制度整備などが進められたが、今後は、上記基本方針に沿って具体的な取り組みとして、省庁横断的な体制の構築と施策の実施、個々の有望な産業の育成、その産業を担う人材の育成が必要となっている。

７．業務の内容

本業務従事者は、MCIE が作成した産業政策を基に、同省において具体的な産業振興事業の計画・実施の支援を行い、MCIE 内の産業政策実施体制と能力の強化を図る。

具体的担当事項は次のとおり。

(1)　　第1次国内準備期間（2016年8月下旬）

（ア）現地での活動計画、C/Pへの指導内容及び工程案を記載したワークプラン（英文）を作成し、JICAに提出・説明する。

（イ）日本から東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性がある業種・企業の調査、検討を行う。

(2)　　第１次派遣期間（2016年9月上旬～11月中旬）

以下に示す【既存・新規産業開発】及び【既存産業の振興策】の双方またはいずれかに関し、少なくとも2事業の提案を行う。

【既存・新規産業開発】

（ア）商工環境省、農業水産省、及びこれら関連組織との協議、東ティモール商工会議所や東ティモールで活動している民間企業・個人事業者や産業振興活動を展開しているNGO等への訪問・協議を行い、今後、東ティモール国において開発のポテンシャルがある産業・事業を検討・抽出する。検討・抽出にあたっては、以下の調査活動を行う。

① 東ティモール国が有する資源・土地・環境について、同資源・土地・環境を有効に活用できる産業・事業を検討する。

② 製品・産品に対する国内外の需要量や必要とされる品質を調査し（国内の場合は購入者側の意識を含み、国外の場合は既存の資料・情報等から世界全般、東南アジア・大洋州等の周辺諸国、日本、日本を含むその他先進国といった括りで検討する）、輸入代替産業か輸出志向型産業か、供給先となるターゲットを定める。

③ 必要とされる品質を確保するために必要な技術・資機材・材料と、これらに関し東ティモール国及びその機関・企業・人材が有する技術・資機材・材料（品質を含む）との乖離の有無、乖離がある部分についてはそれを埋めるための方法（海外直接投資、国外からの人材・資機材の調達、国外の専門家・コンサルタントからの技術の習得、研修、その他代替手段の検討）を検討する。

④ ポテンシャルがある産業・事業の展開に関連する法制度（土地、金融・保険、輸出、輸入、環境・廃棄物、各種登録制度、支援制度）、関連機関（検査機関、税関等）を調査し、東ティモールにおいて事業を実施する上での問題点を検討する。

⑤ 上記について、周辺地域や諸外国における供給者側の情報と比較し、新規参入や既存事業拡大の可能性が有るかどうかを検討する。

上記で抽出した有望な産業の中で、民間企業が収益を確保できるかを検討し事業提案書を作成する。具体的には、必要な技術、人材供給、生産規模と設備投資額、需要（販売）見込み、輸送・販売手段、土地の確保、創業時の資

金調達（国内外の助成金制度や金融支援の有無）、競合業者、法規制などを総合的に検討したうえで、ビジネスとしての成立可能性、事業リスクなどの検討を行う。合わせて、産業開発の促進や拡大が見込まれるような政府による支援・振興策があれば、これを提案する。

（イ）作成した事業提案書に関し、商工環境省を始めとする関連機関に説明を行うとともに、既存の事業者に対する提案、関心のある事業者や起業家や投資家に対して、同提案書に関する情報提供を行う。新規事業展開等にあたり、事業者側から政府側への要望事項があればこれを取りまとめ、関連機関に対してこれを説明する。

産業開発にあたっての提案の具体例は以下の通り。

＜既存産業の開発に関する具体例＞

東ティモール特有の織物（Tais）の生地を用い鞄や服飾等の商品化を行っている事業者に対し、同生地をシャツに縫い付け東ティモールのシャツとし（インドネシアのBaticをイメージ）政府機関職員や学校の制服とする事業を提案。縫製産業振興のきっかけとなることを期待。

＜新規産業の開発に関する具体例＞

東ティモール国は、鶏肉の国内消費の8割を輸入に依存しており、国内産鶏肉生産は輸入代替産業としての可能性がある。国内産鶏肉に対する購入意欲の調査、養鶏に必要な土地の広さや餌やその調達に関連する調査、収益を上げるために必要な生産量の調査・検討等を行い、提案書を作成。加えて、MCIE側で同産業の活性化に貢献できる事項として、販売施設の整備（マーケット内）を提案。

【既存産業の振興策】

（ウ）既存産業に関して、MCIEが関与することにより産業の振興が期待できる事業、MCIEの責務として実施しなければならない事業を検討し、企画書を作成、MCIE（担当部局、大臣・副大臣等）と協議する。

（エ）実施についてMCIEの承認が得られたものについては、実施に向けての支援（関係者との協議、必要に応じたトレーニング、実施メカニズムの確立）を行う。

既存産業の振興策の具体例はつぎのとおり。

産業としての農業の活性化のため、農業従事者に対する産品の価格情報提供をMCIEが行う事業を提案。価格情報の取得方法、提示する情報の作成方法等について、MCIE職員に対するトレーニングを行うとともに、情報提供手段として国営放送を用いることとして、放送局との協議と情報受け渡し方法の確立などを実施。

(3)　第１次国内整理期間（2016年12月上旬）

（ア）第１次派遣期間で検討した事業に関し、日本からの海外直接投資又は日本の

技術の活用の可能性がある事業について、関連企業からの情報収集、及び、必要に応じ提案事業内容に関する説明を行う。

(4)　第２次国内準備期間（2017年1月下旬）

（ア）日本から東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性がある業種・企業、又は東ティモール国の産業開発に資する可能性のある技術や資機材の調査、検討を行う。

(5)　第２次派遣期間（2017年2月上旬～5月上旬）

（ア）上記『(1)第１次派遣期間』の記載と同様、第２次派遣期間においても、【既存・新規産業開発】及び【既存産業の振興策】の双方またはいずれかに関し、少なくとも3事業の提案を行うこととし、『(2)第１次派遣期間（ア）～（エ）』の業務を行う。

（イ）第１次派遣期間において提案した事業の事業化に向けた支援(提案書や企画書の詳細説明、関係機関との協議、アドバイス等の技術的支援）を行う。

(6)　第２次国内整理期間（2017年5月上旬）

（ア）第１次及び第２次派遣期間で検討した事業に関し、日本からの海外直接投資又は日本の技術の活用の可能性がある事業について、関連企業からの情報収集、及び、必要に応じ提案事業内容に関する説明を行う。

(7)　第３次国内準備期間（2017年5月下旬）

（ア）日本から東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性がある業種・企業、又は東ティモール国の産業開発に資する可能性のある技術や資機材の調査、検討を行う。

(8)　第３次派遣期間（2017年6月上旬～7月下旬）

（ア）上記『(1)第１次派遣期間』の記載と同様、第３次派遣期間においても、【既存・新規産業開発】及び【既存産業の振興策】の双方またはいずれかに関し、少なくとも1事業の提案を行うこととし、『(2)第１次派遣期間（ア）～（エ）』の業務を行う。

（イ）第１次及び第２次派遣期間において提案した事業の事業化に向けた支援(提案書や企画書の詳細説明、関係機関との協議、アドバイス等の技術的支援）を行う。

（ウ）事業提案及びその後の支援を通じて得られた、東ティモール国において産業開発を今後進める上での課題や教訓、今後の開発ポテンシャルについて取りまとめを行う。

(9)　第３次国内整理期間（2017年7月下旬）

（ア）専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

(10)　現地派遣期間全般を通じ実施する事項

（ア）MCIE及び関係機関スタッフに対し、産業開発・民間企業支援、輸出入、海外直接投資、事業計画／マネジメントなどを題材にし、自身の経験や知見に基

づく勉強会を行う。

（イ）個々の有望な企業・個人事業主・NGO等に対し、先方からの求めに応じて、事業の発展・拡大に資する助言を行う。

（ウ）政府・国際機関・民間団体が開催する各種セミナー等に参加し、本業務に関連する活動や業務を通じて得られた知見に関するプレゼンテーションを行う。

(11)　業務一般に関する事項

（ア）各派遣の開始時においては、W/P（英文）を基に、C/P及びJICA東ティモール事務所（以下、JICA事務所）と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

（イ）各派遣の終了時においては、それまでの取り組みを踏まえ、次回派遣以降のW/Pを修正する。

（ウ）各派遣の終了時においては、当該派遣期間中の活動内容・成果・結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、C/P機関、JICA事務所に報告する。なお、最終回派遣時においては、専門家業務完了報告書（案）(又は現地業務結果報告書)を作成し、C/P機関、JICA事務所に報告する。

(12)　業務全般に関する留意事項

（ア）本業務の主眼は、現状把握のための調査・分析ではなく、過去2年間二代にわたり「産業政策アドバイザー」が実施した、将来性のある東ティモール経営者の事業拡大支援や起業支援を行うことであり、個別具体的な支援手法をMCIEに示すことが求められる。

（イ）業務開始時点において、上記業務を進めるため必要な以下に示す情報収集等は、既存情報等から適宜行うこと。

- MCIEが作成した産業政策、
- 東ティモールの産業構造・経済動向・産業振興政策・産業関連政策、
- 東南アジア諸国のこれまでの産業政策や産業開発の変遷や仕組み、等

（ウ）現地での活動の際には、上記業務を進めるために必要な以下に示す情報は、既存情報や関係者へのヒアリング等により適宜行うこと。

- MCIEが考える産業開発に係る課題及び今後の方針と計画、
- 産業開発に関するMCIE内各局及び関係機関の役割及び実施体制、
- 産業振興関連省庁・機関の所掌、施策、実施事業及びその成果と課題、等

８．成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1)　業務実施計画書（ワーク・プラン）

英文５部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各１部、C/P機関へ３部）
和文２部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各１部）
提出期限：第１次派遣期間開始後2週間以内

(2)　事業提案書・企画書

英文５部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各１部、C/P機関へ３部）

和文２部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各１部）
提出期限：各派遣期間終了時（事業提案書・企画書作成毎に随時提出）

(3)　専門家業務完了報告書（案）（又は現地業務結果報告書）
英文５部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各１部、C/P機関へ３部）
和文２部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各１部）
提出期限：第３次派遣期間終了時

(4)　専門家業務完了報告書（最終報告書）和文１部
英文５部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各１部、C/P機関へ３部）
和文２部（JICA本部担当部、JICA東ティモール事務所へ各１部）
提出期限：第３次国内整理期間終了時

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA本部担当部又はJICA東ティモール事務所に提出する。
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

９．見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田/羽田⇒シンガポール⇒ディリ（東ティモール）⇒シンガポール⇒成田/羽田を標準とします。

（２）一般業務費の上限加算
以下に記載の一般業務費については、当機構東ティモール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
・車両関係費：10,000 円×１人×240 日＝2,400,000 円
・資料等作成費：10,000 円×10 件＝100,000 円
・セミナー等開催：100,000 円×3 回＝300,000 円
・ローカルコンサルタント契約：1,000,000 円×１件＝1,000,000 円
臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

１０．特記事項

（１）業務日程／執務環境
① 現地業務日程
現地派遣期間は 2016 年 9 月上旬～2017 年 7 月下旬を予定しています。上記「７．業務の内容」のとおり、派遣期間を 3 回に分け、75 日間、90 日間、60 日間の業務として想定していますが、第一回の現地業務期間の進捗状況等により、全体 MM を超えない範囲で適宜変更は可能です。
② 現地での業務体制

本業務に係る現地での業務は特にチームとして行うものではなく、本業務で派遣される専門家のみで行います。ただし、本業務の対象とする産業開発は多くの機関を巻き込み実施することから、他に派遣されている専門家、技術協力プロジェクト、草の根技術協力事業の関係者と連携を図ることが求められます。東ティモールにおける実施中の事業については、同国に対する事業展開計画等を参照してください。

③ 便宜供与内容

ア）空港送迎

第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ）宿舎手配

第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ）車両借上げ

なし。上記臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

エ）通訳傭上

なし。必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

オ）現地日程のアレンジ

第１次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ）執務スペースの提供

あり。MCIE 内の執務スペースを使用することを想定しています。インターネット環境完備はないため、必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

（２）参考資料

本業務に関する以下の資料を配布しますので、当機構東ティモール事務所（tm_oso_rep@jica.go.jp、及び、Matsumoto.Hideaki@jica.go.jp）宛に請求してください。

・産業政策アドバイザー専門家業務完了報告書（案）

・Industrial Policy of Timor-Leste (Draft)

また、本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト（http://libopac.jica.go.jp/）で公開されています。

・東ティモール国新規産業開発可能性情報収集・確認調査　報告書

http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010947.html

・東ティモール国産業振興に係る情報収集・確認調査　報告書

http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016052.html

・東ティモールにおける公共支出の雇用創出効果に係る情報収集・確認調査　報告書

http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015825.html

（３）プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施す

る予定です。

① 実施時期：2016 年 7 月 25 日（月）（予定）

（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

② 実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 内会議室

（当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）

③ 実施方法：

・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。

・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。

・業務従事予定者以外の出席は認めません。

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については JICA 東ティモール事務所、在東ティモール日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調査を十分に行うこととします。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡を取るように留意することとします。また、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上